

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について (抜粋)

令和3年8月26日
警察庁通知

第15 ストーカー規制法の活用

配偶者からの暴力的事案についても、加害者の行為の態様によってはストーカー規制法の適用が可能である場合があるため、積極的な活用に努めること。

1 被害者の保護のための活用

(1) 相談受理時におけるストーカー規制法の活用への留意

ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等の措置やストーカー規制法違反による検挙は、配偶者間であっても適用可能であることに留意し、配偶者からの暴力事案の相談等を受けた際には、別居中である場合はもとより、同居中であっても別居する意思が明らかであるなどの場合には、被害者に対して、加害者からつきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行為がある場合にはストーカー規制法の適用が可能な場合がある旨及びつきまとい等又は位置情報無承諾取得等の被害についての記録をとっておくことなど被害者が講ずべき措置について教示すること。

(2) 保護命令の対象者に対するストーカー規制法の活用

配偶者暴力防止法に基づく保護命令が発せられている場合であっても、加害者が電話をかける、電子メール等を送信する、乱暴な言動を行っているなどつきまとい等又は位置情報無承諾取得等に該当する行為がある場合には、ストーカー規制法の適用についても積極的に検討すること。

また、地方裁判所から保護命令が発せられた旨の通知を受けた後、保護命令の申立人に防犯上の留意事項等の教示を実施する際には、あわせて加害者からつきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行為がある場合にはストーカー規制法の適用が可能な場合がある旨及びつきまとい等又は位置情報無承諾取得等の被害についての記録をとっておくなどの被害者が講ずべき措置について教示すること。

なお、ストーカー規制法の適用に当たり、被害者の現在の所在や旧姓・新姓等を秘匿する必要がある場合には、警告書、禁止命令書等の記載により当該情報が加害者の知るところとならないよう、警告や禁止命令等を受ける加害者においても、また、事後的客観的にも、何についての警告や禁止命令等であるかが明確となるようつきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行為が特定されるように留意しつつ、加害者が認識している被害者固有の情報を記載することにより特定するなど、個人情報の保護に配慮すること。

2 被害者の親族等の保護のための活用

配偶者からの暴力事案において、特に被害者が別居、離婚等を求めている、保護命令が発せられていたりする場合には被害者の相談相手となっている親族 弁護士、関係施設の職員、勤務先の上司・同僚、友人等(以下「親族等」という)に対し、被害者の所在を探すなどのため、加害者が危害を加え、若しくは脅迫し、又は一時保護施設の周辺をはいかいしたり、執拗に電話をかけるなどの行為により、親族等に多大な不安を

与えることがありうる。

これを防止し、親族等の生命、身体等の保護を徹底するとともに、これらの者の不安を除去するため、以下の点に配慮すること。

(1) 親族等への事情聴取の実施

被害者から親族等に対する暴行、傷害や脅迫、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行為があるとの相談等があった場合は、当該被害者の了解を得た上で、親族等からの事情聴取を実施するよう努めること。

(2) ストーカー規制法に基づく措置の活用

上記(1)により、又は親族等自身から、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等について相談等があった場合には、当該親族等に対し防犯指導等必要な措置を講じるとともに、ストーカー規制法の適用を積極的に検討すること。

なお、被害者が親族等と同居していたり、施設において一時保護を受けているような場合には、被害者を申出人としてストーカー規制法の適用を行うことで間接的に親族等の保護が図られる場合もあり得るが、被害者の負担を軽減する観点とも合わせ、親族等を被害者の密接関係者(ストーカー規制法第2条第1項柱書)としてストーカー規制法を適用し、直接親族等に係る保護措置を講じることにも配慮すること。

この場合において、親族等の氏名、住所、連絡先等を加害者が知らないときは、1(2)と同様に、警告書、禁止等命令書等の記載によりこれらの事項が加害者の知るところとならないよう、個人情報の保護に配慮すること。